

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査の概要

伝統食を含む食文化の継承及び地域産物の活用への取組状況調査は、「農業農村地域資源・環境総合調査」のうち「地域資源の維持管理・活性化に関する実態調査」について、平成13年度のテーマとして調査を実施したものである。

### (1) 調査の目的

平成12年3月に決定された「食生活指針」の中で食文化や地域の産物を活かした食生活が重要であるとされていることから、本調査は地域ごとに特色のある伝統的な食物（以下「伝統食」という。）を含む食文化の継承及び地域産物の活用への取組の状況を調査することにより、食料自給率の向上、健康な食生活の実現に向けた食生活指針の普及・定着に資することを目的とした。

### (2) 調査の範囲

全 国

### (3) 調査の種類

本調査は、以下から構成されている。

- ア 伝統食を含む食文化の継承及び地域産物の活用に関する市区町村の意向（以下「アンケート調査」という。）
- イ 伝統食を含む食文化の継承及び地域産物の活用への取組状況（以下「取組調査」という。）
- ウ 取組事例

### (4) 調査機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計情報部が地方統計情報組織を通じて行った。

### (5) 調査方法

伝統食及び地域産物の具体的内容は地域ごとに多様であることから、調査の実施にあたり、都道府県ごとに地方統計情報組織が管内の代表的と考えられる伝統食及び地域産物について各都道府県等からの情報収集に基づいて候補リストを作成した。このリストを含むアンケート調査票と併せて取組調査票及び取組事例の調査票を全国の3,247市区町村（東京都特別区を含む。）の農政担当者に配布し、伝統食を含む食文化の継承及び食生活における地域産物の活用に関し、当該市区町村における現状、取組に関する市区町村の意向、取組状況及び取組事例を記入してもらい、郵送で回収した。

### (6) 調査期間

平成13年9月1日での現況を9月末までに調査した。

(7) 調査票の回収率等

ア アンケート調査票

| 調 査 票                 | 配布数<br>(市区町村) | 有効回答数<br>(市区町村) | 有効回答率<br>(%) |
|-----------------------|---------------|-----------------|--------------|
| 伝統食を含む食文化の継承へのアンケート   | 3,247         | 3,194           | 98.4         |
| 食生活における地域産物の活用へのアンケート | 3,247         | 3,190           | 98.2         |

イ 取組調査票

| 調 査 票                | 報告数<br>(取組主体) |
|----------------------|---------------|
| 伝統食を含む食文化の継承への取組状況   | 1,375         |
| 食生活における地域産物の活用への取組状況 | 2,107         |

2 用語の説明

|         |                                                                                                                                                                                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 伝 統 食   | <p>主にその地域で生産される農林水産物を用いて加工・調理された食物で、その地域の風土や習慣に合わせて長い年月をかけて形作られたものとし、多少現代風にアレンジされたものも含む。また、酒類、菓子、茶等の嗜好品は対象外とした。</p> <p>なお、新たに開拓された地域等において、入植者等が当該地域の郷土食として新たに誕生させ、当該地域の住民に広く定着しているものは含めることとした。</p> |
| 地 域 産 物 | <p>その地域で生産される農林水産物をいう。</p>                                                                                                                                                                         |
| 行 事 食   | <p>一定の時期に恒例的に行われる年中行事と家庭内の祝事、記念行事に食べる料理のことをいう。</p> <p>正月、七草、節分、ひな祭り、彼岸、端午の節句、七夕、お盆、十五夜、冬至、大晦日などに食べる料理である。</p>                                                                                      |
| 取 組 主 体 | <p>伝統食を含む食文化の継承への取組又は食生活における地域産物の活用への取組を行っている市区町村、教育委員会、農業改良普及センター、農協婦人部、漁協婦人部、生活改善グループ、郷土料理保存・研究会等をいう。</p>                                                                                        |

### 3 統計表の地域区分

#### (1) 全国農業地域区分と地方農政局区管轄区域について

全国農業地域・地方農政局区分は、下表のとおりである。

| 全国農業地域名・<br>地方農政局管区 | 所 属 都 道 府 県 名                  |
|---------------------|--------------------------------|
| 北 海 道               | 北海道                            |
| 東 北                 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島              |
| 北 陸                 | 新潟、富山、石川、福井                    |
| 関 東・東 山             | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野    |
| 東 海                 | 岐阜、静岡、愛知、三重                    |
| 近 畿                 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山             |
| 中 国                 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口                 |
| 四 国                 | 徳島、香川、愛媛、高知                    |
| 九 州                 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島          |
| 沖 縄                 | 沖縄                             |
| 関 東 農 政 局           | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 |
| 東 海 農 政 局           | 岐阜、愛知、三重                       |
| 中国四国農政局             | 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知     |

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管区の所屬都道府県は、全国農業地域の所屬都道府県と同じである。

#### (2) 農業地域類型区分について

統計表に用いた農業地域類型区分は、調査対象となった市区町村の性格を分類するため次の基準指標により、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域に類型区分したものである。

| 農業地域類型 | 基 準 指 標                                                                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市的地域  | ○可住地に占めるD I D面積が5%以上で人口密度 500人以上又はD I D人口 2万人以上の市町村。<br>○可住地に占める宅地率等が60%以上で、人口密度500人以上の市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。                       |
| 平地農業地域 | ○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。<br>○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市町村。 |
| 中間農業地域 | ○耕地率が20%未満で「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市町村。<br>○耕地率が20%以上で「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市町村。                                                            |
| 山間農業地域 | ○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村。                                                                                                              |

注：1 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域

2 D I D（人口集中地区）とは、原則として人口密度が 4,000人/k㎡以上の国勢調査の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、閉地としての地形上の主傾斜をいう。

4 本調査に用いた農業地域類型区分は、平成13年11月時点のものである。

#### 4 利用上の注意

##### (1) 解説及び統計表の数値について

- ア 数値は、各設問の有効回答数計を 100.0とする割合である。
- イ 解説及び統計表の数値については単位未満を四捨五入してあるため、計と内訳が一致しない場合がある。
- ウ 「(複数回答)」の表示があるものは、計が 100.0にならない。
- エ 統計表に用いた符号「-」は事実のないものである。

##### (2) 取組主体一覧表

取組主体一覧表は、取組調査の情報のうち、公開可能とされたものについて、取組主体の名称、取組主体の所在地、食文化の継承に取り組んでいる伝統食の名称、食生活における活用に取り組んでいる地域産物の名称、市区町村との関わり、取組内容等の項目について掲載したものである。

| 区 分                      | 全 数   | 掲載数   |
|--------------------------|-------|-------|
| 伝統食を含む食文化の継承を行っている取組主体   | 1,375 | 1,112 |
| 食生活における地域産物の活用を行っている取組主体 | 2,107 | 1,724 |

##### (3) 取組事例集

- ア 取組主体一覧表に掲載したデータのうち、おおむね以下の条件を満たす事例について取組状況の詳細を文字情報として収録した。
  - (ア) 地域の健康で豊かな食生活の普及に寄与すると考えられるもの。
  - (イ) その地域に根ざした取組で、食文化の継承や地域産物の活用を3年以上継続して行っており、今後も発展する見込みのあるもの。
  - (ウ) 地域振興に貢献していると考えられるもの。
- イ 取組主体に情報の内容等について問い合わせる場合は、相手方に迷惑がかかることのないよう十分配慮されたい。

連絡先：農林水産省 大臣官房統計情報部構造統計課

地域・環境情報室 環境班

電 話：03-3502-8111 内線2687

直 通：03-3502-9427